

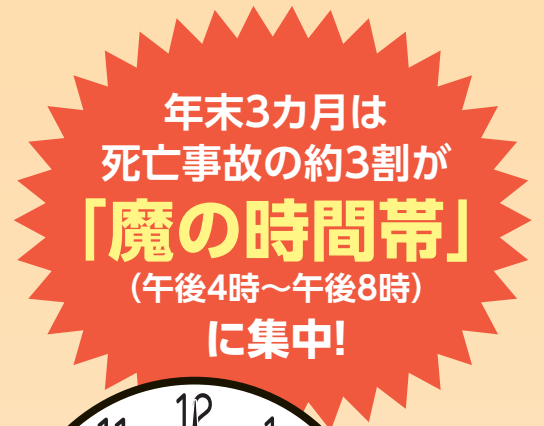
令和元年

秋の全国交通安全運動

実施期間 9月21日(土)から9月30日(月)



J A 岐阜中央会会長賞 大垣市立興文小学校 6年生(受賞当時) 金崎 巧さんの作品



魔の時間帯

9月30日(月)は
交通事故死ゼロを
目指す日です

国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。

運動の重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205(直通)

令和元年 秋の全国交通安全運動実施要綱の要旨

1 運動の目的

秋口から年末にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「**魔の時間帯(午後4時から午後8時)**」において重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあります。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 運動の重点に関する推進項目

1 子供と高齢者の安全な通行の確保

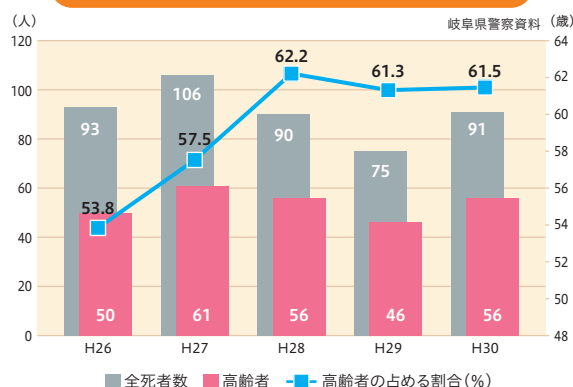
推進項目
1

通学路等における安全確保及び保護・誘導活動の推進

交通事故死者の半数以上が高齢者で、特に歩行中の死者が目立ちます。子供や高齢者、障がい者を見かけたら速度を落とすなど『思いやり運転』をしましょう。特に、通学路や園外活動場所など子供が日常的に集団で移動する場所では、より一層の安全運転に努めましょう。



高齢者の交通事故死者数の状況 (H26~H30)



2 高齢運転者の交通事故防止

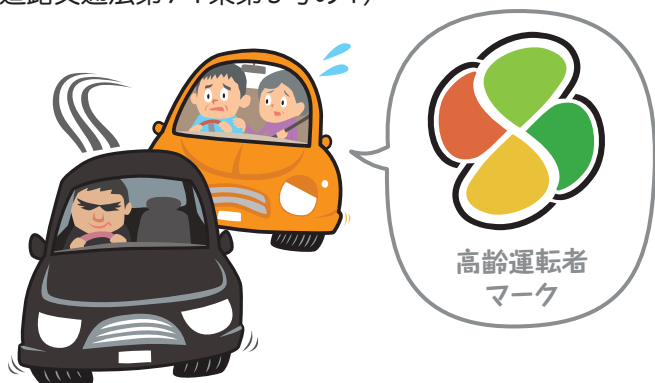
推進項目
1

高齢運転者に対する交通安全教育

70歳以上の運転者は、高齢運転者標識(高齢者マーク)を表示しましょう。

高齢者マークを表示している車両に対して、幅寄せ、割り込み等の行為は禁止されています。

(道路交通法第71条第5号の4)



推進項目
2

安全な運転に不安のある運転者に対する対策の推進

高齢運転者による交通死亡事故が多く発生しています。「安全運転サポート車」は、高齢運転者を含めたドライバーの交通事故防止に有効です。

運転に不安を感じたら、家族と話し合い、「運転適性相談窓口」などに相談しましょう。また、市町村や事業所で運転免許証を自主返納された方への支援を行っていますので、自主返納についても、考えてみましょう。

運転適性相談窓口 岐阜県警察 運転免許課 TEL058-295-5200

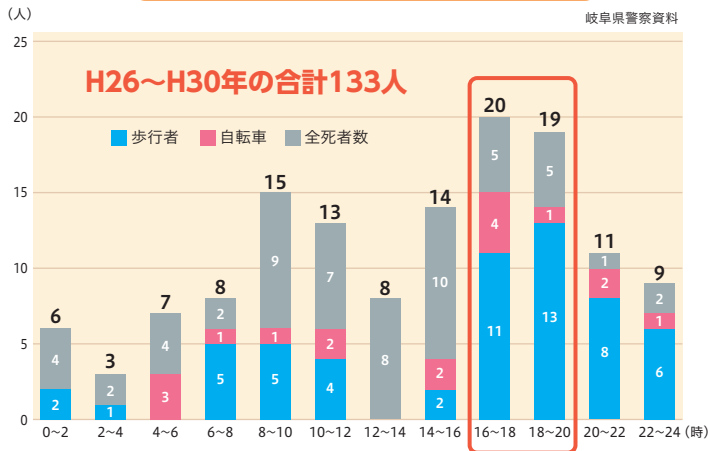


3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故

推進項目
1

「魔の時間帯(午後4時～午後8時)」
における交通事故防止の推進

10月から12月の発生時間帯死者数



『魔の時間帯』が最も危険!

10～12月は、午後4時から午後8時に集中→約3割

推進項目
2

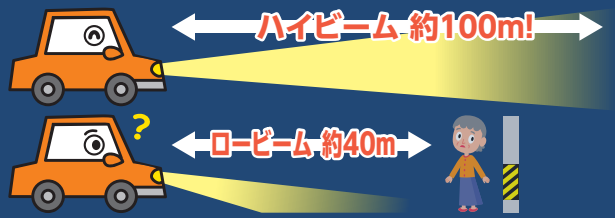
トワイライト・オン(早めのライト点灯)
キャンペーン[9/21～12/31]との
同時啓発の推進

ライト点灯時間の目安(日没30分前)

9月…………… 午後5時00分ごろ
10月…………… 午後4時30分ごろ
11・12月… 午後4時00分ごろ



前照灯の照射範囲と停止距離



時速	停止距離	約
時速40キロ	停止距離	約22m
時速50キロ	停止距離	約33m
時速60キロ	停止距離	約44m

時速60キロのロービームで走行した場合は、危険を発見しても間に合いません!

推進項目
3

歩行者・自転車利用者の
反射材用品等の着用の推進

夕暮れ時や夜間は、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等を利用しましょう。

反射材用品の種類



推進項目
4

自転車利用者に対する交通ルール遵守
と交通マナー向上に向けた啓発の推進

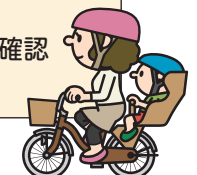
- ・学校、地域、職場などで「自転車安全利用五則」を周知し、交通ルール・マナーの向上に努めましょう。
- ・自転車側が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

保険の種類の内容

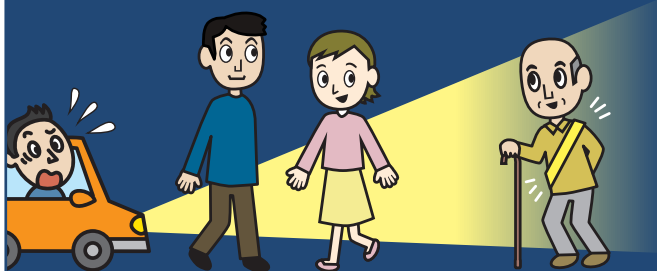
対象種類	事故の相手		自分	取扱先
	生命・身体	財産	生命・身体	
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	傷害保険各社
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



反射材は100m以上離れていても光を受けて反射します



黒っぽい服は 約30m
明るい服は 約50m
反射材を付けていれば 約100m～約120m

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進項目
1

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト等の着用義務の周知徹底

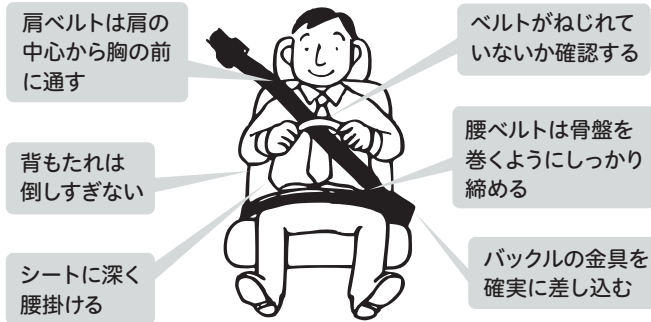
道路交通法では、全席シートベルトやチャイルドシートの着用が義務付けられています。後部座席もシートベルトを着用しましょう。【道路交通法第71条の3】
高速乗合いバスや貸切バス等に乗車する際も、全席シートベルトを着用しましょう。



推進項目
2

シートベルト等着用の必要性和効果に関する理解の促進

正しい着用方法



平成30年中の交通死亡事故におけるシートベルト非着用率は40%で、そのうち8割強の方は着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。シートベルトやチャイルドシートは、突然やってくる交通事故から、あなたや同乗者の命を守ってくれます。

危険性
非着用の

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性 (前席同乗者への加害)

5 飲酒運転の根絶

推進項目
1

飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

飲酒運転は悪質な犯罪です。厳しい行政処分と罰則があります。

約束1 [しない]

お酒を飲んだら運転しない

約束2 [させない]

運転するにはお酒を飲ませない

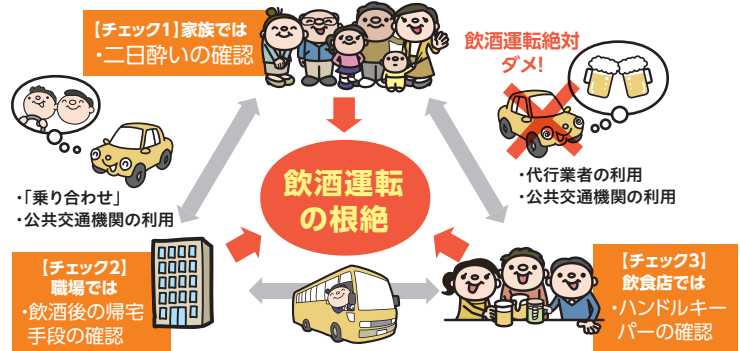
約束3 [許さない]

お酒を飲んだ人には運転させない

推進項目
2

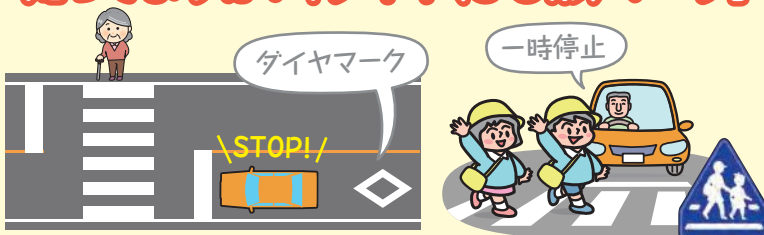
社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

地域社会全体で飲酒運転を ①しない ②させない ③許さない 環境づくり



横断歩道における歩行者最優先の徹底

知っていますか? 「ダイヤ(ひし形)マーク」



横断歩道上での交通死亡事故が増えています。通称「ダイヤ(ひし形)マーク」は、横断歩道の手前にある標示です。運転者は、横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいるときは、必ず横断歩道の手前で一時停止して、歩行者を安全に横断させなければなりません。ダイヤマークをしっかり認識して、交通ルールを守りましょう。

交通遺児
激励金へのご寄附の
お願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、右記までご連絡ください。

交通遺児奨励金へのご寄付 連絡先

岐阜県環境生活部県民生活課
TEL058-272-8205